

Topics トピックス

お天気キャスターとつくるマイ・タイムライン

最近の災害や気象の特徴についての話を聞き、自分自身の家族構成や生活環境に合わせたオリジナルの「マイ・タイムライン」を作ります。※マイ・タイムラインとは個人の防災行動計画のこと

1月18日(土)午後6時30分～9時 所文化会館たづくり12階大会議場 市内在住の方 菊池真以(気象予報士、防災士)

申し込み順120人 12月23日(月)～1月8日(休)にFAXまたはEメールに住所(丁目まで)、氏名、年代(10代～80代以上)、性別を記入し八千代エンジニアリング㈱ 03-5822-2816・mytimeline@yachiyo-eng.co.jpへ

総合防災安全課 ☎481-7346



年末年始の防犯対策

年末年始は、「空き巣」「すり」などの犯罪が多発する時期です。しっかりと防犯対策を行い犯罪を未然に防ぎましょう。

空き巣対策

- 戸建住宅の被害の約6割はガラス破り、中高層住宅の約4割は鍵の締め忘れ。戸締りを確実にし、夜間はシャッターや雨戸を閉める
- 近所をうろついている普段見かけない人には、挨拶するなど一声かける

すり対策

- 人混みでは財布をかばんにしまう
- かばんを前掛けにするなど常に視界に入る位置に持つ

子どもの安全対策

- 暗い場所や人通りの少ない場所は避け、夜間に子ども一人で外出させない
- 外出時は行き先や帰る時間を確認し、必ず防犯ブザーを持たせる(電池の消耗確認は定期的)

調布警察署 ☎488-0110

(総合防災安全課)

調布消防署が新庁舎で業務を開始

新庁舎は震災時や水災時にも活動可能な機能を有するとともに、各種届け出や相談、講習などに訪れる方に分かりやすいレイアウトとなっています。

所在地/下石原1-16-1 調布消防署 ☎486-0119

(総合防災安全課)

年金生活者支援給付金の手続きがお済みでない方へ

10月から開始された年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付金です。

平成31年4月1日以前からの年金受給者で、対象となる方には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次郵送されています。まだ手続きが済んでいない方には、日本年金機構からお知らせを再送付しています。請求書を記入し、至急提出してください。

※高齢基礎年金、障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方(所得額など一定の要件を満たしている必要あり) 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(050で始まる電話からは ☎03-5539-2216)、日本年金機構府中年金事務所 ☎042-361-1011 (保険年金課)

プレミアム付商品券の交付申請期間は12月27日(金)まで

プレミアム付商品券購入引換券の交付申請期間を延長していましたが、12月27日(金)で終了となります。購入を希望する方は、期日までに申請してください。また、12月22日(日)と1月26日(日)(午前9時～午後1時)は市役所2階会計課窓口で商品券の休日販売を行います。調布市プレミアム付商品券専用コールセンター ☎481-7775 (産業振興課)

多摩川の改修・維持工事

今年度は、上河原堰上流に堆積した土砂の掘削を行い、洪水を安全に流す断面に拡幅を行います。また、台風による強風・洪水を踏まえ、川幅が狭く蛇行した箇所の河川内の樹木を伐採することで安全な流れを保ち、洪水氾濫を防ぐ整備を行います。

市内では、多摩川堤通り沿いの河川内にある「筏の松」(多摩川3丁目)が伐採の対象となっています。ご理解・ご協力をお願いします。

国土交通省京浜河川事務所多摩出張所 ☎042-377-7403 (道路管理課)

審議会等の会議の傍聴

令和元年度調布市社会教育委員会第5回定例会

1月28日(火)午後3時～5時(受付2時45分～) 教育会館2階201会議室 当日先着5人程度 社会教育課 ☎481-7488

パブリック・コメント ～皆様のご意見をお聞かせください～

① 調布市空き家等の対策の推進に関する条例(案)

主な内容/市民などの生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境を保全し、安全・安心なまちづくりを行うため、空き家等対策に必要な事項を定める条例
意見の提出先・調布市182-8511市役所8階建築指導課 ☎481-7514・0481-6991 kentiku@w2.city.chofu.tokyo.jp

② 調布市空き家等対策計画(案)

主な内容/空き家の予防保全と円滑な利活用、危険度の高い空き家などへの対応を推進するための計画 意見の提出先・調布市182-8511市役所7階住宅課空き家施策担当 ☎481-7817・0481-6800 akiya@w2.city.chofu.tokyo.jp

③ 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画(素案)

主な内容/成年後見制度利用促進のための体制整備を多摩南部成年後見センター構成5市により協働して進めていくための共通計画
意見の提出先・調布市182-8511市役所3階福祉総務課 ☎481-7101・0481-7058 fukusou@w2.city.chofu.tokyo.jp

④ ふじみ衛生組合リサイクルセンター整備基本構想(案)

主な内容/リサイクルセンターの老朽化に伴う更新に向けた基本的な方向性を示すための基本構想
意見の提出先・調布市182-0012深大寺東町7-50-30ふじみ衛生組合施設課 ☎482-5497・0482-5491 fujimi-shisetuka@fujimieiseikumiai.jp

意見の提出(案の公開)期間/①～③1月6日(月)まで④12月20日(金)～1月20日(月)
案の公開場所/各提出先、①～③公文書資料室(市役所4階)、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、総合福祉センター、市民活動支援センター(市民プラザあくるす2階)、各図書館・公民館・地域福祉センター(染地・富士見除く)、教育会館(1階)、市 ④ふじみ衛生組合、ごみ対策課(調布駅南口事務所)、三鷹市役所ごみ対策課、ふじみ衛生組合

意見の提出方法/住所、氏名、電話番号(④のみ)、意見を明記し、直接(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)または郵送・FAX・Eメールで、期間内(必着)に提出先へ ※各公共施設の意見提出箱にも提出可(④を除く) 提出意見と市や組合の考え方の公表/①②2月頃③3月頃に市 ④3月頃にふじみ衛生組合 などでお知らせ

台風19号関連情報

支援制度の紹介(一部)

◎災害援護資金(貸付制度)

住居、家財(車・バイクなどを除く)の損害を受けた方に生活再建に必要な資金を貸し付けます。
市税に未納がなく、10月12日時点で市内に居住し、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主(所得制限あり)
●家財の3分の1以上に損害があった
●住居の半壊、全壊または滅失・流失
1月31日(金) 詳細は市 参照
申請 総務課 ☎481-7341

◎被災者生活再建支援制度

住宅が半壊以上の損害を受けた方に対して、住宅の建設・購入・補修や賃借に要した費用を補助します。
10月12日時点で市内に居住し、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ●住宅が全壊した世帯 ●住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊防止などやむを得ない事由により、住宅を解体した世帯 ●住宅が半壊した世帯 ※住宅が賃貸であった世帯は住宅の損壊により引き続き居住できなくなった世帯のみが対象
り災証明書を申請済みで対象となる方には市から連絡
総合防災安全課 ☎481-7346
※令和元年第4回調布市議会定例会での議決を経て決定となります

～り災証明書の発行手続きはお済みですか～

被害を受けた方が各種制度を利用するためには、被災した住居の被害の程度を証明するり災証明書の発行が必要となります。

職員が現地の調査を行い、り災証明書を発行します。 資産税課 ☎481-7206～7208

支援制度はこの他にもあります

詳細は、総合防災安全課 ☎481-7346 に問い合わせ、または市(右記2次元コードからもアクセス可)でご確認ください。



◎台風19号復旧対策への寄附にご協力を

多摩川河川敷にある多摩川児童公園では、少年野球場のバックネットが破損するなど大きな被害が発生しています。いただいたご寄附は、こうした台風19号被害の復旧・復興のために活用します。 ホームページ「ふるさとチョイス」から申し込み 管財課 ☎481-7173